

戦争法である「平和安全法制関連法」の廃止を求める意見書

平成27年（2015年）9月19日に参議院で“強行採決”され“成立”した「平和安全法制関連法」は、憲法第9条が禁じる国際紛争解決のための武力行使を可能とするもので、憲法違反であることは明らかである。したがって、「平和安全」の名にかかわらず、その内容はまぎれもなく戦争法である。

また、憲法解釈を180度くつがえした閣議決定に基づいた違憲の立法は、内閣と国会による立憲主義の否定であり、断じて認めることはできない。

この戦争法が発動されれば、日本は海外で戦争する国になり、自衛隊は海外で殺し殺されることになり、日本自体が武力紛争の当事者となって、「平和安全」とはまったく逆の事態を招くことになる。

戦争法に対しては、国会審議の段階で、憲法の専門家をはじめ、さまざまな分野の人びとから反対の声が上がり、世論調査でも8割が政府の説明は不十分と答えている。全国の人びとの強い反対の声を国会内の数の力で踏みこじった採決は、主権在民と民主主義を壊す暴挙であり、正当性を欠くものである。

よって、本市議会は国及び政府に対し、下記のことを要望する。

記

1. 戦争法である「平和安全法制関連法」をすみやかに廃止すること。
2. 立憲主義の原則を堅持し、憲法第9条を守り、いかすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月23日

採決結果
平成28年3月23日 原案否決

泉南市議会